

改正

平成19年12月10日規則第23号

平成27年5月29日規則第26号

平成29年9月29日規則第25号

平成30年9月21日規則第28号

令和元年6月24日規則第3号

令和3年3月30日規則第2号

袋井市建築基準法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(確認申請書の添付図書)

第2条 法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。第3条、第5条及び第21条において同じ。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 敷地の位置を示す公図の写し又はこれに代わるもの
- (2) がけの高さ（がけの下端を通る30度のこう配の斜線を超える部分について、がけの下端からその最高部までの高さをいう。）が2メートルを超えるがけに接する敷地に建築物を建築する場合にあっては、がけの上端及び下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状及び土質等を示す図書
- (3) 静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号。以下「県条例」という。）第10条の2第1項の規定に適合することの確認に必要な図書

2 省令第1条の3第1項の表1又は省令第3条第1項の表に掲げる付近見取図は、縮尺2,500分の1とし、省令第1条の3第1項又は省令第3条第1項の明示すべき事項の欄に規定するもののほか、地域地区及び都市計画施設を明示したものでなければならない。

(建築物の建築に関する確認の特例)

第2条の2 政令第10条第3号ハ及び第4号ハにより市長が定める規定は、県条例第10条の2第1

項の規定に基づく建築物の各部分の耐力及び変形限度等の基準（平成29年静岡県告示第219号）第1項第1号（法第20条第1項第4号イに係る部分に限る。）とする。

（工事監理者又は工事施工者の決定の届出）

第3条 工事監理者又は工事施工者（以下「監理者等」という。）が未定のまま確認申請書を提出した建築主又は築造主（以下「建築主等」という。）は、当該申請に係る建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の工事着手前に監理者等を定め、工事監理者・工事施工者決定届（様式第1号）を建築主事に提出しなければならない。

（工事監理計画の届出）

第4条 次に掲げる申請又は届出をしようとする建築主は、当該申請又は届出を行う際、建築士法（昭和25年法律第202号）第24条の7第1項第2号に規定する工事の設計図書との照合方法並びに建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の38第8号に掲げる事項のうち工事監理に関する事項について、工事監理計画届（様式第2号）を建築主事に提出しなければならない。

（1） 法第6条第1項の規定による確認の申請（工事監理者が未定のまま確認の申請をする場合を除く。）

（2） 前条の規定による届出（工事監理者に係るものに限る。）

（軽微な変更）

第5条 法第6条第1項の規定により確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等が当該建築物等の計画の変更（省令第3条の2に規定する軽微な変更に限る。）をして法第6条第1項の規定による工事をしようとする場合は、軽微な変更届（様式第3号）を建築主事に提出しなければならない。ただし、同項に規定する建築物等の計画の変更と併せて行う場合は、この限りでない。

（完了検査申請書の添付書類）

第6条 省令第4条第1項第6号（省令第8条の2第13項において準用する場合を含む。）に規定する市長が定める書類は、省令第4条第1項の完了検査申請書（法第18条第16項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の13様式による工事完了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照合方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）とする。

（中間検査申請書の添付書類）

第7条 省令第4条の8第1項第4号（省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。）に規定する市長が定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定

める書類とする。

(1) 法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物であつて、政令第46条第4項の適用を受けるもの次に掲げる書類

ア 省令第4条の8第1項に規定する中間検査申請書（法第18条第19項の規定により通知をする場合にあつては、省令別記第42号の17様式による特定工程工事終了通知書）の第4面の左欄に掲げる工事監理の項目ごとに、照会方法欄に記載された照合の実施状況を写した写真（既に中間検査を受けている建築物にあつては、直前の中間検査後に行われた工事監理に係るものに限る。）

イ 筋交いの位置及び種類を明示した図書（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

ウ 構造耐力上主要な軸組の長さについて、政令第46条第4項の基準に基づき算定した書類（当該建築物に係る省令第1条の3第1項（省令第3条の3第1項及び第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の確認の申請書に当該書類を添付した場合を除く。）

エ その他建築主事が必要と認める書類

(2) 前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類

ア 前号アに掲げる書類

イ その他建築主事が必要と認める書類

（定期報告を要する昇降機の指定）

第8条 法第12条第3項の規定により市長が指定する昇降機（以下「昇降機」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) エレベーター（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第41条第2項の規定による性能検査を受けなければならないもので、労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第5号までに掲げる事業の用に供される建築物の作業場の部分において、専ら生産過程における原材料、製品等の運搬又は専ら搬送過程における貨物等の運搬の用途に供するもの（専ら生産又は搬送の作業に従事する者が運搬のために乗り込むものを含む。）及び住宅又は兼用住宅若しくは共同住宅の住戸（以下「個人住宅等」という。）の内に設置されるもので、専ら当該個人住宅等に居住する者が使用するものを除く。）

(2) エスカレーター（個人住宅等の内に設置されるもので、専ら当該個人住宅等に居住する者が使用するものを除く。）

(3) 小荷物用専用昇降機（個人住宅等の内に設置されるもので、専ら当該個人住宅等に居住する者が使用するものを除く。）

（昇降機の定期報告）

第9条 法第12条第3項の規定により報告をしようとする者は、昇降機定期検査報告書（様式第4号）の正本及び副本に次の表の左欄に掲げる昇降機の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による検査書を添えて、市長に提出しなければならない。

昇降機の種類	検査書の様式
ロープ式エレベーター	様式第5号
油圧式エレベーター	様式第6号
エスカレーター	様式第7号
小荷物専用昇降機	様式第8号

2 省令第6条第1項の規定により市長が定める時期は、毎年法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けた日に相当する日の30日前から相当する日の30日後までとする。

3 第1項の検査書は、報告の日前1月以内に検査し、作成したものでなければならない。

4 省令第6条の3第5項第2号に規定する同条第2項第8号の書類の保存期間は、1年とする。

（報告等）

第10条 法第31条第2項に規定するし尿浄化槽を設置しようとする建築主は、し尿浄化槽の概要書（様式第9号）に、し尿浄化槽の構造及び仕様を示す図書を添えて、建築主事に提出しなければならない。ただし、当該し尿浄化槽に関し、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第5条第1項の規定により届出すべきときは、この限りでない。

2 前項の場合において、浄化槽工事業者が未定のままし尿浄化槽の概要書を提出した建築主は、当該し尿浄化槽の工事の着手前に浄化槽工事業者を定め、浄化槽工事業者決定届（様式第10号）を建築主事に提出しなければならない。

3 昇降機を設置しようとする者は、次の表の左欄に掲げる昇降機の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる様式による昇降機設置計画書を市長に提出しなければならない。

昇降機の種類	昇降機設置計画書の様式
エレベーター	様式第11号
エスカレーター	様式第12号
小荷物専用昇降機	様式第13号

4 法第3条第2項の規定により法第48条第1項から第13項までの規定の適用を受けない建築物の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、不適格建築物報告書（様式第14号）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて、政令第137条に規定する基準時から1月以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 前3号に掲げる図書のほか、市長が特に必要と認める図書

5 前項の報告書を提出した建築物の所有者等は、当該報告書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、不適格建築物変更届（様式第15号）の正本及び副本に、それぞれ前項各号に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（道路の位置の指定の申請）

第11条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定・変更・廃止申請書（様式第16号）の正本及び副本に、それぞれ道路の位置の指定・変更・廃止申請書添付図書（様式第17号）及び次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該申請に係る承諾者の印鑑登録証明書
- (2) 当該申請に係る土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (3) 前2号に掲げる図書のほか、市長が特に必要と認める図書

（指定を受けた道路の位置の変更及び廃止の申請）

第12条 前条の規定は、法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた道路の位置を変更し、又は廃止しようとする場合について準用する。

2 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項の許可を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業の施行地区内の当該開発行為又は事業の工事が着手された部分に存する法第42条第1項第5号に規定する指定を受けた道路の位置の指定の変更又は廃止については、法第43条第1項の規定又は県条例第5条、第12条若しくは第13条の規定に抵触する敷地が生ずる場合を除き、当該工事の着手をもって前項において準用する前条の規定による申請の手続がされたものとみなす。

(指定を受けた道路の位置の標示)

第13条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けた者は、側溝、街渠その他の永久構造物により道路の位置を明確にしておかなければならない。

(道の指定の申請)

第14条 法第42条第2項に規定する道の指定を受けようとする者は、道の指定申請書(様式第18号)の正本及び副本に、それぞれ道の指定申請書添付図書(様式第19号)及び法第3章の規定が適用されるに至った際、現に建築物が立ち並んでいる道であったことを証する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(道の指定を受けた道路の廃止の申請)

第15条 前条に規定する道の指定を受けた道路の廃止の申請をしようとする者は、道の指定を受けた道路の廃止申請書(様式第18号)の正本及び副本に、それぞれ道の指定を受けた道路の廃止申請書添付図書(様式第19号)を添えて、市長に提出しなければならない。

(接道規制の特例に係る認定)

第16条 法第43条第2項第1号の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
公図写し		
付近見取図		方位、道路及び目標となる地物、地域地区及び都市計画施設
土地利用現況図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の隣地の区画及び土地利用の状況並びにその土地に附属する建築物の用途及び配置の状況
配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模並びに申請に係る建築物と他の建築物との別
各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法
2面以上の立面図	200分の1以上	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ

(仮設建築物等の許可の申請)

第17条 法第85条第3項若しくは第5項又は法第87条の3第3項若しくは第5項の規定による許可を受けようとする者は、省令第10条の4第1項に規定する許可申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	2,500分の1	方位、道路及び目標となる地物
配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、申請に係る建築物と他の建築物との別並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び主要部分の寸法
2面以上の立面図	200分の1以上	縮尺、開口部の位置及び建築物の高さ
構造図	100分の1以上	縮尺並びに構造耐力上主要な部分の材料の種別及び寸法

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定及びその取消し)

第18条 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の16第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公図写し
- (2) 同意書(様式第20号)及び同意者の印鑑登録証明書
- (3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書(全部事項証明書)

2 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の16第2項に規定する認定申請書の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公図写し
- (2) 当該申請に係る計画書(省令別記第64号様式)

3 法第86条の5第2項の規定による認定の取消しを受けようとする者は、省令第10条の21第1項に規定する認定取消申請書正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 公図写し

- (2) 合意書（様式第21号）及び合意者の印鑑登録証明書
- (3) 当該申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書）

（総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例に係る認定）

第19条 法第86条の6第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ次の表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

図書の種類	縮尺	明示すべき事項
公図写し		
付近見取図	2,500分の1	方位、道路、目標となる地物、地域地区及び都市計画施設
配置図	500分の1以上	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途、規模、高さ及び構造、申請に係る建築物と他の建築物との別、敷地に接する道路の位置及び幅員、隣棟間隔、戸数並びに敷地内の通路
各階平面図	200分の1以上	縮尺、方位、間取り、各室の用途及び面積並びに主要部分の寸法
日影図	500分の1以上	省令第1条の3第1項の表2の(30)の項図面の種類の欄に掲げる日影図、日影形状算定表、2面以上の断面図及び平均地盤面算定表の区分に応じ、それぞれ同項明示すべき事項の欄に定めるもの

（既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限に係る認定）

第20条 法第86条の8第1項若しくは第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）

又は法第87条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、省令第10条の23第1項第1号に規定する認定申請書の正本及び副本に、それぞれ公図写しを添えて市長に提出しなければならない。

（申請書の記載事項の変更届等の届出）

第21条 法による許可若しくは認定又は法第6条第1項の規定による確認済証の交付（以下「確認等」という。）を受けた建築物等の建築主等は、工事完了前に許可申請書、認定申請書又は確認申請書の記載事項に変更が生じた場合は、記載事項変更届（様式第22号）を市長又は建築主事に

提出しなければならない。

2 確認等を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等に係る工事の計画の全部又は一部を廃止した場合（法第6条第1項の規定による確認済証の交付を受けた場合にあつては、工事の計画の一部を廃止した場合を除く。）は、計画廃止届（様式第23号）に当該許可通知書、認定通知書又は法第6条第1項の確認済証及び廃止する部分を示す図書を添えて、市長又は建築主事に提出しなければならない。ただし、市長又は建築主事が特に必要がないと認めたときは、許可通知書、認定通知書又は法第6条第1項の確認済証及び廃止する部分を示す図書の提出を省略することができる。

3 昇降機の管理者は、当該昇降機が次の各号のいずれかに該当する場合においては、昇降機変更等届（様式第24号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 管理者の氏名又は住所の変更
- (2) 昇降機の部分の構造又は用途の変更
- (3) 使用の休止
- (4) 休止後の再使用
- (5) 除却

4 前項に規定する届出の時期は、同項第2号又は第4号の場合にあつては、当該変更又は使用をしようとする日の20日前までに、その他の場合にあつては、当該変更、休止又は除却した日から起算して10日までとする。

（指定確認検査機関の照会）

第22条 法第77条の32の規定による照会をしようとする指定確認検査機関は、照会書（様式第25号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の照会があつたときは、照会通知書（様式第26号）により照会があつた指定確認検査機関に通知するものとする。

（通知書等の交付）

第23条 市長は、次の各号に掲げる申請に基づいて、承認、指定、許可、認定等をしたときは、それぞれ、当該各号に定める通知書に当該申請書の副本を添えて当該申請者に交付するものとする。

- (1) 第11条及び同条を準用する第12条の規定による道路の位置の指定、変更又は廃止の申請
道路の位置の指定・変更・廃止通知書（様式第27号）
- (2) 第14条の規定による道の指定の申請
道の指定通知書（様式第28号）

2 市長は、第10条第4項の不適格建築物報告書を受け付けしたときは、当該報告事項を台帳に登

録し、その旨を不適格建築物登録通知書（様式第29号）に当該報告書の副本を添えて当該報告者に通知するものとする。

3 前項の規定は、第10条第5項の不適格建築物変更届を受け付けした場合について準用する。

（準用）

第24条 第2条から第5条まで並びに第21条第1項及び第2項の規定は、法第18条第2項に規定する場合について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、静岡県建築基準法施行細則（昭和49年静岡県規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成19年12月10日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年5月29日規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は平成27年6月25日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の規定（「第4条の8第1項第5号」を「第4条の8第1項第4号（省令第8条の2第17項において準用する場合を含む。）」に改める部分を除く。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第2項の通知（以下これらを「確認申請等」という。）（この規則の施行日（以下「施行日」という。）以後にされたものに限る。）に係る工事について適用し、確認申請等（施行日前にされたものに限る。）に係る工事については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に改正前の袋井市建築基準法施行細則の規定により使用している様式は、改正後の袋井市建築基準法施行細則の規定による書類とみなす。

附 則（平成29年9月29日規則第25号）

この規則は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第10条第4項の改正規定は、平成30年4

月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 9 月21日規則第28号）

この規則は、平成30年 9 月25日から施行する。

附 則（令和元年 6 月24日規則第 3 号）

この規則は、令和元年 6 月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 2 条、第24条及び様式第17号の改正規定 公布の日
- （2） 様式第 9 号の改正規定 令和元年 7 月 1 日

附 則（令和 3 年 3 月30日規則第 2 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

工事監理者・工事施工者決定届

年 月 日

袋井市建築主事

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり 工事監理者 工事施工者 を定めたので、袋井市建築基準法施行細則第3条の規定により届け出ます。

1	確認申請書提出の年月日	年 月 日
2	確認年月日及び確認番号	年 月 日 第 号
3	工事監理者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	(代表となる工事監理者) ()建築士 () 登録第 号 工事監理者氏名 ()建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 事務所の所在地 電話番号 (— —) 工事と照合する設計図書 (その他の工事監理者) ()建築士 () 登録第 号 工事監理者氏名 ()建築士事務所 () 知事登録第 号 建築士事務所名 事務所の所在地 電話番号 (— —) 工事と照合する設計図書
4	工事施工者の氏名及び営業所名・所在地	建設業の許可 ()第 号 工事施工者の氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) 営業所名 所在地 電話番号 (— —)

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 確認済証の交付を受けていない場合には、2欄は記入しないでください。
- 3 3欄は、代表となる工事監理者及び申請等に係る建築物に係る他のすべての工事監理者について記入してください。記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付してください。

工 事 監 理 計 画 届

年 月 日

袋井市建築主事

届出者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり、袋井市建築基準法施行細則第4条の規定により工事監理計画を届け出ます。

区 分	確認を行う部位、 材料の種類等	照合内容	照合を行う 設計図書	照合方法
敷地の形状、高さ、衛生及び安全				
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料(接合材料を含む。)の種類、品質、形状及び寸法				
主要構造部及び主要構造部以外の構造耐力上主要な部分に用いる材料の接合状況、接合部分の形状等				
建築物の各部位の位置、形状及び大きさ				
構造耐力上主要な部分の防錆、防腐及び防蟻の措置及び状況				
特定天井に用いる材料の種類並びに当該特定天井の構造及び施工状況				
居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種類及び当該建築材料を用いる部分の面積				
天井及び壁の室内に面する部分に係る仕上げの材料の種類及び厚さ				
開口部に設ける建具の種類及び大きさ				
建築設備に用いる材料の種類並びにその照合する内容、構造及び施工状況(区画貫通部の処理状況を含む。)				
備 考				

軽 微 な 変 更 届

年 月 日

袋井市建築主事

届出者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり、軽微な変更をしたいので、袋井市建築基準法施行細則第5条の規定により届け出ます。

1	建築主の住所及び氏名	
2	設計者の資格、氏名及び建築士事務所名・所在地	()建築士 ()登録第 号 氏 名 ()建築士事務所()知事登録第 号 建築士事務所名 事務所の所在地 電話番号 (— —)
3	確認年月日及び確認番号	年 月 日 第 号
4	変 更 内 容	

(注) 変更前と変更後の内容がわかる図書を添えてください。

昇降機定期検査報告書

年 月 日

袋井市長

報告者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

建築基準法第12条第3項(同法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり定期検査の結果を報告します。

1	所有者の住所及び氏名	電話番号					
2	管理者の住所及び氏名	電話番号					
3	工事施工者の氏名及び営業所名・所在地	電話番号					
4	保守業者の氏名及び営業所名・所在地	電話番号 管理責任者					
5	検査者の資格、氏名及び勤務先名・所在地	()建築士登録第 号 国土交通大臣認定第 号 建築基準適合判定資格者登録第 号 電話番号					
6	名称						
	所在地						
	昇降機	種類		積載荷重 最大定員 輸送力	kg 人 1時間 につき	定 格 速 度	1分間につき m
		用途	第 号				
	確認年月日及び確認番号	年 月 日 第 号					
	検査済証交付年月日	年 月 日					
7	検査年月日	今回検査年月日	前回検査年月日		完了検査年月日		
		年 月 日	年 月 日	年 月 日			
8	検査結果	別添検査書のとおり					

(注) 不要な文字は、抹消してください。

様式第5号(第9条関係)

(表)

整理番号		ロープ式エレベーター検査書				検査年月日 .	
建物名		第 号機					
用途	乗用・人荷・荷物・寝台・自動車		電動機容量	Kw	積載量 最大定員	kg 人	
定格速度	1分間につき m		実測速度	上昇 1分間につき m	下降 1分間につき m		
調速機試験			かご側調速機		釣合おもり側調速機		
	形 式		錘・球		錘・球		
	過速スイッチ作動速度		1分間につき m (定格速度の %)	良・否	1分間につき m (定格速度の %)	良・否	
	キャッチ作動速度		1分間につき m (定格速度の %)	良・否	1分間につき m (定格速度の %)	良・否	
非常止め試験			かご側非常止め		釣合おもり側非常止め		
	型 式		早ぎき式・次第ぎき式		早ぎき式・次第ぎき式		
	作動状態		良・否		良・否		
	レールの形態		良・否		良・否		
	非常止めロープの巻残り(WC)		良・否		良・否		
	非常止めロープの巻取り状態(WC)		良・否		良・否		
	ガバナーロープの状態		良・否		良・否		
かごの水平度		良・否					
絶縁抵抗測定	測 定 回 路				絶 縁 抵 抗 値		
	発・電動機主回路(300V以下・300Vを超えるもの)				MΩ 良・否		
	制御回路(150V以下・150Vを超え300V以下)				MΩ 良・否		
	信号回路(150V以下・150Vを超え300V以下)				MΩ 良・否		
	照明回路(150V以下・150Vを超え300V以下)				MΩ 良・否		
特記事項	No.	内 容					
保守会社名 (又は設備管理責任者住所氏名)							
昇降機 検査責任者		認定番号 (第 号)		氏 名		電話番号() —	

(裏)

点検の結果を、状態A(良好)、B(要注意)、C(要修理又は緊急修理)の区分に従い(アルファベット)を○で囲む。状態が、B又はCの場合は特記事項の欄に注記すること。なお、非該当項目は二重線で消すこと。

No.	検査項目・装置		状態	No.	検査項目・装置		状態
1	機械室		—	3.13	釣合おもり側非常止め装置		A. B. C
1.1	機械室への通路・出入口戸		A. B	3.14	釣合おもりのつり車		A. B. C
1.2	機械室内の照明・換気・整備		A. B. C	3.15	上部ファイナルリミットスイッチ		A. C
1.3	手巻ハンドル等		A. B	3.16	乗場の戸及び敷居		A. B. C
1.4	受電盤・制御盤		A. B. C	3.17	ドアインターロックスイッチ		A. C
1.5	階床選択機		A. B. C	3.18	ドアクローザー		A. B
1.6	巻 上 機	減速歯車	A. B. C	3.19	移動ケーブル及び取付部		A. B. C
1.7		綱車(巻胴)	A. B. C	3.20	昇降路周壁		A. B. C
1.8		軸受け	A. B. C	3.21	昇降路内の耐震対策		A. B. C
1.9		ブレーキ	A. B. C				
1.10	そらせ車		A. B. C	4	乗場		—
1.11	電動機		A. B. C	4.1	乗場ボタン及び表示器		A. B. C
1.12	電動発電機		A. B. C	4.2	光電装置等		A. C
1.13	調速機	かご側	A. B. C	4.3	非常開錠装置		A. B. C
1.14		釣合おもり側	A. B. C	4.4	三方枠及び乗場の戸		A. B. C
1.15	主索の緩み検出装置		A. B. C				
1.16	機械室機器の耐震対策		A. B. C	5	ピット		—
				5.1	緩衝器		A. B. C
2	かご室		—	5.2	ガバナーロープ用及びその他の張り車		A. B. C
2.1	かご室の周壁・天井及び床		A. B. C	5.3	ピット床		A. B. C
2.2	かごの戸及び敷居		A. B. C	5.4	下部ファイナルリミットスイッチ		A. C
2.3	かご戸のスイッチ		A. C	5.5	かご非常止め装置		A. B. C
2.4	戸閉め安全装置		A. B. C	5.6	非常止めロープ		A. B. C
2.5	車止め・光電装置等		A. C	5.7	かご下綱車		A. B. C
2.6	かご操作盤及び表示器		A. B. C	5.8	釣合ロープ(鎖)及び取付部		A. B. C
2.7	外部への連絡装置		A. B. C	5.9	釣合おもり低部すき間		A. B. C
2.8	停止スイッチ		A. C	5.10	移動ケーブル及び取付部		A. B. C
2.9	用途・積載量・定員の標示		A. B	5.11	はかり装置		A. B. C
2.10	停電灯装置		A. C	5.12	ピット内の耐震対策		A. B. C
2.11	各階強制停止装置		A. C				
2.12	かご床と昇降路壁との水平距離		A. C	6	非常用エレベーター		—
				6.1	かご呼び戻し装置		A. C
3	かご上		—	6.2	一次消防運転		A. C
3.1	非常救出口		A. B. C	6.3	二次消防運転		A. C
3.2	戸の開閉装置		A. B. C	6.4	非常標識及び表示灯		A. B. C
3.3	錠外し装置		A. B. C	6.5	予備電源		A. C
3.4	かご上安全スイッチ		A. C				
3.5	かごつり車		A. B. C	7	その他		—
3.6	かご非常止め装置		A. B. C				
3.7	ガバナーロープ		A. B. C				
3.8	かごのガイドシュー(ローラー)		A. B. C				
3.9	主索及びその取付部		A. B. C				
3.10	はかり装置		A. B. C				
3.11	ガイドレール・ブラケット		A. B. C				
3.12	釣合おもり各部		A. B. C				

(表)

整理番号		油圧式エレベーター検査書				検査年月日 . .	
建物名		第 号機					
用途	乗用・人荷・荷物・寝台・自動車		電動機容量	Kw	積 載 量 最 大 定 員	kg 人	
上昇定格速度	1分間につき m	下降定格速度	1分間につき m	実 測 速 度	上昇 1分間につき m	下降 1分間につき m	
油圧 方式	直接式	常用圧力 Mpa	安 全 弁 の 作 動 状 態 良 ・ 否	戸開き状態で作動する予圧装置		有・無	
	間接式	安全弁の 作動圧力 (常用圧力の %) Mpa		戸開き状態で作動する再床合せ 装置		有・無	
調 速 機 試 験	型 式		(錘 ・ 球)				
	過速スイッチ作動速度		1分間につき m(下降定格速度の %)			良・否	
	キャッチ作動速度		1分間につき m(下降定格速度の %)			良・否	
非 常 止 め 装 置	型 式		早ぎき式・次第ぎき式		スラックロープ式		
	作動状態		良・否		良・否		
	レールの状態		良・否		良・否		
	かごの水平度		良・否		良・否		
	ガバナーロープの状態		良・否				
絶 縁 抵 抗 測 定	測 定 回 路				絶 縁 抵 抗 値		
	電動機主回路(300V以下・300Vを超えるもの)				MΩ 良・否		
	制御回路(150V以下・150Vを超え300V以下)				MΩ 良・否		
	信号回路(150V以下・150Vを超え300V以下)				MΩ 良・否		
	照明回路(150V以下・150Vを超え300V以下)				MΩ 良・否		
特 記 事 項	No.	内 容					
保守会社名 (又は設備管理責任者住所氏名)							
昇降機 検査責任者		認定番号 (第 号)	氏 名		電話番号() —		

(裏)

点検の結果を、状態A(良好)、B(要注意)、C(要修理又は緊急修理)の区分に従い(アルファベット)を○で囲む。状態が、B又はCの場合は特記事項の欄に注記すること。なお、非該当項目は二重線で消すこと。

No.	検査項目・装置	状態	No.	検査項目・装置	状態	
1	機械室	—	3.9	ガイドレール・ブラケット	A. B. C	
1.1	機械室への通路・出入口戸	A. B	3.10	上部リミットスイッチ	A. C	
1.2	機械室内の照明・換気・整備	A. B. C	3.11	乗場の戸及び敷居	A. B. C	
1.3	受電盤・制御盤	A. B. C	3.12	ドアインターロックスイッチ	A. C	
1.4	空転防止装置	A. C	3.13	ドアクローザー	A. B. C	
1.5	階床選択機	A. B. C	3.14	ブランジャー頂部綱車(鎖車)	A. B. C	
1.6	油 圧 パ ワ ー ユ ニ ット	電動機・ポンプ	A. B. C	3.15	ブランジャー	A. B. C
1.7		圧力計	A. B. C	3.16	ブランジャーストッパー	A. C
1.8		安全弁	A. B. C	3.17	ブランジャーリミットスイッチ	A. C
1.9		逆止弁	A. C	3.18	シリンダー	A. B. C
1.10		流量調整弁	A. B. C	3.19	頂部安全距離確保スイッチ	A. B. C
1.11		手動下降弁	A. B. C	3.20	移動ケーブル及び取付部	A. B. C
1.12		油圧タンク・油温	A. B. C	3.21	昇降路周壁	A. B. C
1.13	圧力配管・高圧ゴムホース	A. B. C	3.22	昇降路内の耐震対策	A. B. C	
1.14	機械室機器の耐震対策	A. B. C				
1.15	消火設備・火気厳禁の標示	A. C				
			4	乗場	—	
			4.1	乗場ボタン及び表示器	A. B. C	
2	かご室	—	4.2	光電装置等	A. C	
2.1	かご室の周壁・天井及び床	A. B. C	4.3	非常開錠装置	A. C	
2.2	かごの戸及び敷居	A. B. C	4.4	三方枠及び乗場の戸	A. B. C	
2.3	かごの戸のスイッチ	A. C				
2.4	戸閉めの安全装置	A. B. C				
2.5	床合せ補正装置	A. C	5	ピット	—	
2.6	再床合せ装置	A. C	5.1	緩衝器	A. B. C	
2.7	ドアゾーン行き過ぎ制限装置	A. C	5.2	張り車	A. B. C	
2.8	車止め・光電装置等	A. C	5.3	ピット床	A. B. C	
2.9	かご操作盤及び表示器	A. B. C	5.4	下部リミットスイッチ	A. C	
2.10	外部への連絡装置	A. B. C	5.5	かご非常止め装置	A. B. C	
2.11	停止スイッチ	A. C	5.6	かご下綱車	A. B. C	
2.12	用途・積載量・定員の標示	A. B	5.7	移動ケーブル及び取付部	A. B. C	
2.13	停電灯装置	A. C	5.8	はかり装置	A. B. C	
2.14	各階強制停止装置	A. C	5.9	ピット内の耐震対策	A. B. C	
2.15	かご床先と昇降路壁との水平距離	A. C	5.10	ブランジャー	A. B. C	
			5.11	ブランジャーストッパー	A. C	
3	かご上	—	5.12	シリンダー	A. B. C	
3.1	非常救出口	A. B. C	5.13	シリンダー下部綱車	A. B. C	
3.2	戸の開閉装置	A. B. C	5.14	調速機	A. B. C	
3.3	錠外し装置	A. B. C	5.15	主索(鎖)の緩み検出装置	A. B. C	
3.4	かご上安全スイッチ	A. C	5.16	主索(鎖)及びその取付部	A. B. C	
3.5	かごのガイドシュー(ローラー)	A. B. C				
3.6	主索(鎖)及びその取付部	A. B. C	6	その他	—	
3.7	調速機	A. B. C				
3.8	ガバナーロープ	A. B. C				

様式第7号(第9条関係)

整理番号	エスカレーター検査書			検査年月日 .
建物名	第 号機			
電動機容量 Kw	輸送能力1時間につき 人	定格速度 1分間につき m	設置階 階～ 階	
速度・絶縁抵抗測定	上昇1分間につき m	下降1分間につき m	絶縁抵抗値	
	電動機主回路(300V以下・300Vを超えるもの)		MΩ 良・否	
	制御回路(150V以下・150Vを超え300V以下)		MΩ 良・否	
	信号回路(150V以下・150Vを超え300V以下)		MΩ 良・否	
	照明回路(150V以下・150Vを超え300V以下)		MΩ 良・否	

点検の結果を、状態A(良好)、B(要注意)、C(要修理又は緊急修理)の区分に従い(アルファベット)を○で囲む。状態が、B又はCの場合は特記事項の欄に注記すること。なお、非該当項目は二重線で消すこと。

No.	検査項目・装置	状態	No.	検査項目・装置	状態
1	機械室	—	3.3	階段鎖	A. B. C
1.1	機械室内	A. B	3.4	階段レール	A. B. C
1.2	受電盤・制御盤	A. B. C	3.5	階段とスカートガードのすき間	A. B. C
1.3	電動機	A. B. C			
1.4	ブレーキ	A. B. C	4	下部乗場	—
1.5	駆動機軸受・減速歯車	A. B. C	4.1	くし板	A. B. C
1.6	駆動鎖安全スイッチ及び非常ブレーキ	A. C	4.2	くし板と階段のかみあい	A. B. C
1.7	階段駆動装置	A. B. C	4.3	手すりガード	A. C
1.8	手すり駆動装置	A. B. C	4.4	非常停止ボタンスイッチ	A. C
			4.5	昇・降・起動スイッチ	A. B. C
2	上部乗場	—	4.6	警報・運転休止スイッチ	A. C
2.1	くし板	A. B. C	4.7	駆動鎖安全スイッチ	A. C
2.2	くし板と階段のかみあい	A. B. C			
2.3	手すり	A. B. C	5	安全対策	—
2.4	手すりガード	A. B. C	5.1	スカートガードスイッチ	A. C
2.5	非常停止ボタンスイッチ	A. C	5.2	手すり入り込み口スイッチ	A. C
2.6	昇・降・起動スイッチ	A. B. C	5.3	落下防止柵・網	A. B. C
2.7	警報・運転休止スイッチ	A. C	5.4	三角部ガード板	A. B. C
2.8	階段面	A. B. C	5.5	階段面注意標識	A. C
			5.6	防火シャッター等との連動停止	A. B. C
3	中間部	—			
3.1	内側板	A. B. C	6	その他	—
3.2	階段ライザー	A. B. C			
特記事項	No.	内 容			
保守会社名 (又は設備管理責任者住所氏名)					
昇降機 認定番号 氏名 検査責任者 (第 号) 電話番号() —					

様式第8号(第9条関係)

整理番号	小荷物専用昇降機検査書			検査年月日 .
建物名	第 号機			
タイプ	フローア・テーブル	電動機容量 Kw	積載量 kg	定格速度1分間につき m
速度・絶縁抵抗測定	上昇1分間につき m	下降1分間につき m	絶縁抵抗値	
	電動機主回路(300V以下・300Vを超えるもの)			MΩ 良・否
	制御回路(150V以下・150Vを超え300V以下)			MΩ 良・否
	信号回路(150V以下・150Vを超え300V以下)			MΩ 良・否
	照明回路(150V以下・150Vを超え300V以下)			MΩ 良・否

点検の結果を、状態A(良好)、B(要注意)、C(要修理又は緊急修理)の区分に従い(アルファベット)を○で囲む。状態が、B又はCの場合は特記事項の欄に注記すること。なお、非該当項目は二重線で消すこと。

No.	検査項目・装置	状態	No.	検査項目・装置	状態
1	機械室	—	3.2	上部リミットスイッチ	A. C
1.1	機械室への通路・室内	A. B			
1.2	受電盤・制御盤	A. B. C	4	各階出し入れ口	—
1.3	巻上機	ウォームギア	4.1	各階出し入れ口枠・戸	A. B. C
1.4		綱車	4.2	各階操作・信号装置	A. B. C
1.5		軸受	4.3	ドアスイッチ・ロック	A. C
1.6		ブレーキ	4.4	戸開放防止ブザー	A. C
1.7	そらせ車	A. B. C	4.5	ドア一つりロープの取り付け	A. B. C
1.8	電動機	A. B. C			
			5	再下階出し入れ口	—
2	かご室	—	5.1	下部リミットスイッチ	A. C
2.1	かご室の周壁・床	A. B. C	5.2	ピット床	A. B. C
2.2	積載量表示	A. B. C	5.3	釣合おもり底部すき間	A. B. C
2.3	乗用禁止の表示	A. B. C			
			6	その他	—
3	最上階出し入れ口	—			
3.1	主索・主索の取付	A. B. C			

特記事項	No.	内 容

保守会社名
(又は設備管理責任者住所氏名)

昇降機 認定番号 氏名
検査責任者 (第 号) 電話番号() —

様式第9号(第10条関係)

し尿浄化槽の概要書						
*受理年月日		年 月 日				
1	建築主の住所及び氏名					
2	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地	登録又は届出番号	知事(登・届)第	号		
3	浄化槽設備士の氏名	免状交付番号	第	号		
4	設置場所					
5	建築物の用途					
6	処理対象人員	人	算定根拠	番号()用途()		
				算定式()		
7	単独処理、合併処理の別	単 独 処 理 ・ 合 併 処 理				
8	し尿浄化槽の種類	(1)型式認定浄化槽(名称 認定番号) (2)その他				
9	し尿浄化槽の規模	人槽				
10	し尿浄化槽の構造方法	(1)昭和55年建設省告示第1292号の区分 第()の() (2)処理方式 ()				
11	放 流 水	水 質	BOD	mg/l	水 量	m ³ /日
		放 流 先			放流方法	自然・動力

(注)

- *印のある欄は記入しないでください。
- 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 浄化槽工事業者が未定の場合は、2欄及び3欄には未定と記入してください。
- 6欄の算定根拠欄には、日本産業規格A3302の該当類似用途番号及び用途並びに処理対象人員の算定式を記入してください。
- 10欄については、大臣認定を受けたし尿浄化槽である場合は、処理方式のみ記入をしてください。
- 11欄のBODとは、生物化学的酸素要求量をいいます。

浄化槽工事業者決定届

年 月 日

袋井市建築主事

届出者 住所 〔法人にあっては、その主たる事務所の所在地〕
 氏名 〔法人にあっては、その名称及び代表者の氏名〕

次のとおり浄化槽工事業者を定めたので、袋井市建築基準法施行細則第10条第2項の規定により届け出ます。

1	確認申請書等提出の年月日	年 月 日
2	確認年月日及び確認番号	年 月 日 第 号
3	浄化槽工事業者の氏名及び営業所名・所在地	知事(登・届) 第 号
4	浄化槽設備士の氏名	免状交付番号 第 号

(注)

- 1 選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 確認済証の交付を受けていない場合には、2欄は記入しないでください。

(表)

*No.		昇降機設置計画書(エレベーター)						
*確 認 年 月 日				*確認番号				
1 建築物等の名称		(エレベーターの呼称 号機)						
2 建築物等の所在地								
3 建築物等の用途								
4 建築物等の規模		地上 階(m)、		地下 階(m)				
5 設置者の住所及び氏名								
6 管理者の住所及び氏名								
7 工事施工者の氏名及び 営業所名・所在地								
8 用 途				9 特 別 用 途				
10 積 載 荷 重 及 び 最 大 定 員				11 定 格 速 度		1分につき m		
12 制 御 方 式				13 操 作 方 式				
14 か ご	床 面 積	m ² (間口 m奥行き m)		15 昇 降 路	構 造			
	出 入 口	動式、出入口数 箇所			囲 い 材 料			
		戸の材料			昇 降 行 程	m		
自 重	kg		レ ー ル					
16 機 器 等	巻 上 機	トラクション式・巻胴式・その他		17 乗 り 場	出 入 口		幅 m 高さ m	
	主 索	規格 直径 mm 本、安全率			戸の材料			
	耐 震 装 置	機 械 室	昇 降 路		か ご	出 入 口 の 有 る 階		階、計 箇所 (二方向出入口 階)
18 安 全 装 置 等	非 常 止 め 装 置	次第ぎき・早 ぎ き		19 油 圧 装 置	型 式			
		か ご・釣合おもり			作 動 圧 力		kg/cm ²	
		調速機式・スラック式			材 料		安 全 率	
	連 絡 装 置	種 類			圧 力 配 管			
		設置場所			圧 力 ゴ ム ホ ー ス			
	完 成 運 転 装 置	地震時・火災時・停電時・停電時自動着床			シリンダー		側 壁	
その他の安全装置等	各階強制停止装置・防犯窓・光電装置		鏡 板					
20 非常用エレベーターの非常用機能等				プ ラ ン		側 壁	外圧 座屈	
かごを呼び戻す装置の位置		階の中央管理室		鏡 板				
中 央 管 理 室 の 位 置		階						

(注)

- *印のある欄は、記入しないでください。
- 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 9欄には、非常用、個人住宅用、車いす兼用等の区分を記入してください。

(表)

*No.		昇降機設置計画書(エスカレーター)			
*確 認 年 月 日				*確認番号	
1 建築物等の名称		(エスカレーターの呼称 号機)			
2 建築物等の所在地					
3 建築物等の用途					
4 建築物等の規模		地上 階(m)、		地下 階(m)	
5 設置者の住所及び氏名					
6 管理者の住所及び氏名					
7 工事施工者の氏名及び 営業所名・所在地					
8 定格速度		1分間につき m		9 手すり間の距離 m	
10 輸 送 力		1時間につき 人		11 こ う 配 度	
12 上下階床		階 から 階 まで 階高 m			
13 操作方式					
ト ラ ス	14 材 料			15 階 段	形 状
	自 重	kg			材 料
	安 全 率				
16 踏 段 鎖		破断力 kg		安全率	
17 駆 動 鎖		破断力 kg		安全率	
18 踏 段		破断力 kg		安全率	
19 移 動 手 す り		材料		20 エスカレーターの自重 kg	
安 全 装 置 等	21 信 号 装 置				
	防 火 シ ャ ッ タ ー		運動停止 有 ・ 無		
	狭あい部等の安全対策				
	そ の 他 の 安 全 対 策				

(注)

- 1 *印のある欄は、記入しないでください。
- 2 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

様式第13号(第10条関係)

(表)

*No.		昇降機設置計画書(小荷物専用昇降機)				
*確認年月日				*確認番号		
1 建築物等の名称		(小荷物専用昇降機の呼称 号機)				
2 建築物等の所在地						
3 建築物等の用途						
4 建築物等の規模		地上 階(m)、		地下 階(m)		
5 設置者の住所及び氏名						
6 管理者の住所及び氏名						
7 工事施工者の氏名及び 営業所名・所在地						
8 積 載 荷 重		kg		構 造		
9 定 格 速 度		1分間につき m		12 囲い材料		
10 操 作 方 式				昇 降 行 程 m		
11 か ご	間 口	m		12 昇 降 路	戸の材料	
	奥 行 き	m			出し入れ口	下端の高さ m
	高 さ	m			出し入れ口 のある階	階、計 か所
	自 重	kg				
13 機 器 等	巻 上 機	トラクション式・巻胴式・その他				
	釣合おもり	kg				
	主 索	直径 mm 本、安全率				
	安 全 装 置	戸スイッチ・非常止め・戸閉め忘れ防止				
	そ の 他					

(注)

- *印のある欄は、記入しないでください。
- 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。

不適格建築物報告書

年 月 日

袋井市長

報告者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり建築基準法第3条第2項の規定により同法第 条 の適用を受けない建築物を報告します。

1	所有者の住所及び氏名	電話番号					
2	図書作成者の住所及び氏名	電話番号					
3	敷地の位置	地名地番					
		用途地域	その他の区域・地域・地区・街区				
		防火地域		防火・準防火・指定なし			
4	主要用途						
5	面積	敷地面積	m ²				
		建築面積	m ²				
		延べ面積	不適格部分	m ²			
			適格部分	m ²			
計		m ²					
6	建築物の概要	棟基別符号	用途	構造	延べ面積	階数	
					m ²		
					m ²		
					m ²		
					m ²		
7	基準時	年 月 日					
8	不適格事由						
* 不適格建築物処理欄	確認年月日	確認番号	工事種別	工事面積	延べ面積	* 登録欄	年 月 日
	・						
	・						第 号
	・						

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 6欄の棟基別符号は、添付図面と合致するよう記入してください。
- 3 8欄は、防火壁の不存在、使用原動機の種類・台数・出力の合計等を具体的に記入してください。
- 4 *印欄は、記入しないでください。

不適格建築物変更届

年 月 日

袋井市長

報告者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり建築基準法第3条第2項の規定により同法第 条 の適用を受けない建築物の変更を届け出ます。

* 登録年月日及び登録番号		年 月 日 第 号			
1	図書作成者 住所及び氏名	電話番号			
2	敷地の 位置	地名地番			
		用途地域	その他の 区域・地域・ 地区・街区		
		防火地域	防火・準防火・指定なし		
3	工事種別				
4 変更し ようとする 事情	所有者等の住所 及び氏名				
	主要用途				
	敷地面積		m ²	m ²	
	建築面積		m ²	m ²	
	延べ面積	不適格部分	m ²	m ²	
		適格部分	m ²	m ²	
		計	m ²	m ²	
	変更後の 建築物の 概要	棟基別符号	用途	構造	延べ面積
不適格の事由					
*受付欄			*決裁欄		
				年 月 日	
				第 号	

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。ただし、選択事項は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 4欄の棟基別符号は、添付図面と合致するよう記入してください。
- 3 4欄の不適格の事由は、防火壁の不存在、使用原動機の種類・台数・出力の合計等を具体的に記入してください。
- 4 *印欄は、記入しないでください。

指 定
道 路 の 位 置 の 変 更 申 請 書
廃 止

年 月 日

袋井市長

申請者 住所 (法人にあっては、その
主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

次のとおり建築基準法第42条第1項第5号の規定による指定を 受けたい
受けた道路の位置を変更したい
受けた道路の位置を廃止したい

ので、袋井市建築基準法施行細則 第11条 の規定により申請します。
第12条

1 代理者の住所及び氏名	電話番号							
2 図書作成者の住所及び氏名	電話番号							
3 道路にする土地の地名地番								
4 道路に接する敷地の地名地番								
5 隣接する既に指定を受けた道路の位置の指定年月日及び指定番号	年 月 日				年 月 日			
	第 号	6 変更又は廃止をしようとする道路の位置の指定年月日及び指定番号			第 号			
7 申 請 道 路	図面上の符号	幅員	延長	関係地番	図面上の符号	幅員	延長	関係地番
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
		m	m			m	m	
8 表示の方法								
9 変更又は廃止の理由								
* 受 付 欄				* 指 定 番 号 欄	指 定	公 告		
					年 月 日	年 月 日		
					第 号	第 号		

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 6欄及び9欄は、道路の位置の変更又は廃止の場合のみ記入してください。
- 3 8欄は、U字側溝、L型側溝等と具体的に記入してください。
- 4 *印欄は、記入しないでください。

指定
道路の位置の
変更申請書添付図書
廃止

1 承諾書、付近見取図等

* 整理番号		第 号		4 付近見取図
* 公告年月日		年 月 日		
* 指定年月日		年 月 日		
* 指定番号		第 号		
1 申請者	住所			
	氏名			
2 図書作成者	住所			
	氏名			
	資格			
3 (1) 土地所有者等の承諾書	次の付近見取図、道路断面図及び地籍図のとおり道路位置の変更を承諾します。 指定 廃止			
	申請者 年 月 日 様			
	関係地番	権利別	住所	氏名
				㊟
				㊟
3 (2) 道路を管理する者の承諾書	この申請について、将来にわたって道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう管理することを承諾します。			
	申請者 年 月 日 様			
	関係地番	住所	氏名	
				㊟
				㊟

(注)

- *印のある欄は記入しないでください。
 - 不要な文字は、抹消してください。
 - 3欄の権利別は、土地所有権、借地権等又はその土地内の建築物等に関する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
 - 3欄の住所及び氏名は、本人(当該土地所有者等)が記入し、押印してください。
- 2 地籍図(実測図及び公図写し)

凡例	申請する道路の位置	○—○	既存道路	—	指定された道路の位置及び建築線 (指定年月日及び指定番号を記入すること)	—	敷地界	—	町村界	---	予定建築物 (用途を記入すること)	┌──┐	都市計画 路	===	下水 塀	—	井戸	㊟
方位	予定する道路の位置	---	廃止される道路の位置	---	地番号界	+	市郡界	---	既存建築物 (用途を記入すること)	┌──┐	主要出入口	→	生け垣	~~~~~				

(注)

- 図面中に地番及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 方位は、1の4欄の図中の方位を一致させてください。
- 道路の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。
- 1の承諾書、付近見取図等と2の地籍図(実測図及び公図写し)を別様にする場合には、1の3欄の土地所有者等の記名押印に用いた印象で割印してください。

道の指定
道の指定を受けた道路の廃止 申請書

年 月 日

袋井市長

申請者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり建築基準法第42条第2項の規定による指定を受けた道路を廃止したいので、袋井市建築基準法施行細則 第14条 第15条 の規定により申請します。

1	代理者の住所及び氏名		電話番号					
2	図書作成者の住所及び氏名		電話番号					
3	道の敷地の地名地番							
4	築造年月日 年 月 日							
5	変更又は廃止をしようとする道路の指定年月日及び指定番号 年 月 日 第 号							
6 申請の道	図面上の符号	幅員	延長	関係地番	図面上の符号	幅員	延長	関係地番
7	廃止の理由							
8	特記事項							
* 受付欄	* 指定番号欄			指 定		公 告		
				年 月 日		年 月 日		
				第 号		第 号		

(注)

- 4欄は、築造年月日が不明の場合には、記入しなくても差し支えありません。
- 5欄は、道の指定を受けた道路の変更又は廃止の場合に記入してください。
- 7欄は、道の指定を受けた道路の廃止の場合にのみ記入してください。
- 8欄は、法第42条第3項の規定による水平距離を定める場合又は幅員が1.8メートル未満の場合において、特に周囲の建築物の態様について記入してください。
- *印欄は、記入しないでください。

道の指定 申請書添付図書
道の指定を受けた道路の廃止

1 付近見取図等

*整理番号	第 号	4 付近見取図			
*公告年月日	年 月 日				
*指定年月日	年 月 日				
*指定番号	第 号				
1 申請者	住所	5 道路断面図			
	氏名				
2 図書作成者	住所				
	氏名				
	資格				
3 関係土地所有者等	関係地番		権利別	住所	氏名

(注)

- *印のある欄は記入しないでください。
- 3欄の権利別は、土地所有権、借地権等又はその土地内の建築物等に関して有する権利について、それぞれ該当するものを記入してください。
- 5欄の図中の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。

2 地籍図(実測図及び公図写し)

凡例	申請する道路の位置	既存道路	指定された道路の位置及び建築線	敷地界	町村界	予定建築物	都市計画線	下水	井戸
方位	予定する道路の位置	廃止される道路の位置	指定年月日及び指定番号を記入すること	地番号界	市郡界	既存建築物	主要出入口	生け垣	

(注)

- 図面中に地番及び氏名をそれぞれ記入してください。
- 方位は、1の4欄の図中の方位を一致させてください。
- 道路の長さの単位は、メートル(小数点以下第2位まで)としてください。

同 意 書

建築基準法第86条 第1項 第2項 の規定による認定の申請に係る当該対象区域内の各建築物の位置及び構造に関する計画について、同条第6項の規定に基づき同意します。

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 対象区域の位置
- 3 対象区域の面積
- 4 対象区域内の建築物の概要
 - (1) 用 途
 - (2) 棟 数
 - (3) 各建築敷地ごとの延べ床面積
 - (4) その他

同 意 欄			
対象区域との関係	土地の所在地	関 係 者	
		住 所	氏 名
			印
			印
			印
			印
			印
			印
			印
			印

(注)

- 1 対象区域との関係欄は、土地の所有者又は借地権者の別を記入すること。
- 2 関係者の印は実印とすること。

合 意 書

建築基準法第86条の5第1項の規定による認定の取消しの申請について、同項の規定に基づき合意します。

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 対象区域の位置
- 3 対象区域の面積
- 4 対象区域内の建築物の概要
 - (1) 用 途
 - (2) 棟 数
 - (3) 各建築敷地ごとの延べ床面積
 - (4) その他

合 意 欄			
対象区域との関係	土 地 の 所 在 地	関 係 者	
		住 所	氏 名
			印
			印
			印
			印
			印
			印
			印
			印

(注)

- 1 対象区域との関係欄は、土地の所有者又は借地権者の別を記入すること。
- 2 関係者の印は実印とすること。

認可申請書
 認定申請書 記載事項変更届
 確認申請書

年 月 日

袋井市長
 袋井市建築主事

届出者 住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

認可申請書
 次のとおり、認定申請書の記載事項を変更したので、袋井市建築基準法施行細則第21条第1項の規定により届け出ます。

1	認可 認定年月日及び認定番号 確認	認可 認定番号 確認	年 月 日 第 号
2	建築場所		
3	建築物等の用途 及び構造		
届出事項	建築主の変更	新建築主の 住所及び氏名	
		旧建築主の 住所及び氏名	
	設計者の変更	新設計者の資格、 氏名及び建築士 事務所名・所在地	()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()知事登録第 号 電話番号 作成又は確認した設計図書
		旧設計者の資格、 氏名及び建築士 事務所名・所在地	()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()知事登録第 号 電話番号 作成又は確認した設計図書
	工事監理者の変更	変更後の工事監理者の 資格、氏名及び建築士 事務所名・所在地	()建築士()登録第 号 ()建築士事務所()知事登録第 号 電話番号 作成又は確認した設計図書
	工事施工者の変更	変更後の工事 施工者の氏名及び 営業所名・所在地	建設業の許可()第 号 電話番号
その他			
5	変更の理由		
*受付欄		*決裁欄	*処理欄

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 記入欄が不足する場合には、別紙に必要な事項を記入して添付してください。
- 3 *印欄は、記入しないでください。

計 画 廃 止 届

年 月 日

袋 井 市 長
袋井市建築主事

届出者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次のとおり、工事の計画の ^{全部}一部 を廃止したので、袋井市建築基準法施行細則第21条第2項の規定により届け出ます。

1	認 可 認 定 確 認 認 定 認 定 認 定 番 号 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号			
2	建 築 造 場 所				
3	建 築 造 主 の 住 所 及 び 氏 名				
4	計 画 を 廃 止 し た 部 分				
5	計 画 を 廃 止 し た 理 由				
6	備 考				
* 受 付 欄		* 決 裁 欄		* 処 理 欄	

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 *印欄は、記入しないでください。

昇 降 機 変 更 等 届

年 月 日

袋 井 市 長

届出者 住 所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)
氏 名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

昇降機について、次のとおり変更したい、変更したい、休止したい、再使用したい、除却したいので、袋井市建築基準法施行細則第21条

第3項の規定により届け出ます。

1	設置場所及びその名称	年 月 日 第 号			
2	昇降機の所有者の住所及び氏名				
3	昇降機の種類及び概要				
4	確認年月日及び確認番号				
5	管理者の住所又は氏名の変更	新			
		旧			
		変更年月日	年 月 日 第 号		
	部分の構造又は用途の変更	内 容			
		施 工 時 期	年 月 日から 年 月 日まで		
	休 止 年 月 日				
	再 使 用 年 月 日				
除 却 年 月 日					
6	休 止 除 却 の 理 由				
*受付欄		*決裁欄		*処理欄	

(注)

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 5欄の部分の構造又は用途の変更とは、確認申請を要しない場合の建築設備等の部分の構造、機器又は用途の変更をいいます。この場合、別に変更の詳細を記した図書を添付してください。
- 3 *印欄は、記入しないでください。

照 会 書

年 月 日

袋井市長

届出者 住 所 〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
氏 名 〔法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名〕

次のことについて、袋井市建築基準法施行細則第22条第1項の規定により照会します。

1 照会条文	
2 照会内容	

(注) 必要に応じ照会の内容がわかる図面を添えてください。